

事務事業分析シート（令和3年度）

No1

事務事業コード	10-02-01		戦略プラン	☐ 協働	☐ 業務	☐ 財務	☐ 人事	
事務事業名	管理運営費（ひろば館）		部課名	子ども家庭部児童青少年課		課長名	矢代	
			担当者名	岡		内線	3831	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（3年度）	01-01-01	管理運営費（児童事業館）						
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 3年度 ☐ 2年度） ☐ 建設事業 ☒ それ以外の継続事業							
開始年度	平成 1	（ 1989 ）	年度	根拠	荒川区区民ひろば館条例及び同施行規則			
終期設定	☐ 有 ☒ 無	（ ）	年度	法令等				
実施基準	☐ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☒ 区独自基準			計画区分	☐ 計画 ☒ 非計画			
行政評価事業体系	分野	II	子育て教育都市					
	政策	03	子育てしやすいまちの形成					
	施策	01	多様な子育て支援の展開					
目的	子どもが自由に来館し、利用できる「地域の遊び場」である「児童館」の機能を持つひろば館を維持し、適切に保守・管理することで、子どもの心身の健康を増進し、情操を豊かにする。							
対象者等	乳幼児から18歳未満まで（乳幼児の保護者含む）							
内容	地域の児童健全育成事業の拠点としての役割を担い、乳幼児・小中高生の心身の発達支援及び子育て家庭と保護者が抱える問題の発生予防及び早期発見に努め、専門機関と連携して適切に対応できるような居場所の提供をしている。 児童館機能を持つひろば館は、3施設（花の木、熊野前、西日暮里二丁目）のみであり、全て直営により管理・運営している。 ひろば館を、子どもが安全に過ごすことができる場として維持・管理するため、各種清掃、修繕、保守等を適切に行っている。主な内容は以下のとおり。 (1) 管理運営用消耗品の購入、物品の修繕（事務用機器、自転車等） (2) 通信料の支出（電話、CATV）、各種検査の実施等（給水施設等水質検査、受水槽清掃等） (3) 各種保守の実施（建物清掃、自家用電気工作物等保守、非常通報装置保守） (4) コピー機の維持							
経過	- 平成元年、効率的な荒川区政を進めるための懇談会答申を受け、区民ひろば構想を策定し事業開始 - 南千住ひろば館～ 汐入ひろば館（平成13年4月1日） 計12館 - 平成14年3月、新たな区民ひろばの構築に向けた最終報告書で、適正配置や館事業の統一、世代間交流の実施等、今後の館運営の方針について決定。平成16年7月、ひろば館の貸室を有料化 - 平成16年9月、上尾久及び町屋三丁目ひろば館閉館 - 平成17年4月、汐入及び東日暮里ひろば館をふれあい館化（平成19年4月は計8館） - 平成20年3月、西日暮里ひろば館閉館 計7館 - 平成20年4月、ふれあい館整備ニュープランにおいてひろば館廃止を決定（ふれあい館化） - 平成23年3月、荒川三丁目ひろば館閉館（峡田ふれあい館開設） 計6館 - 平成24年3月、南千住、町屋、尾久ひろば館閉館 計3館 - 平成28年4月、西日暮里二丁目ひろば館移転（ひぐらし小にここにこすくーる開設）							
必要性	子どもが来館する施設について、安全な居場所とするため、適切に保守をし、維持管理をしていくことは必要である。							
実施方法	（ 2 一 部 委 託 ） （ 直 営 の 場 合 ☐ 常 勤 職 員 ☐ 会 計 年 度 任 用 職 員 ） 直営で運営。ただし、清掃や各種保守等について一部委託。							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明	
			30年度	元年度	2年度	3年度見込み		目標値(8年度)
	①	ひろば館数	3	3	3	3	2	児童事業を行うひろば館の維持管理館数
	②	ひろば館1館あたりの年間利用者数（人）	48,713	44,595	23,947	29,000	48,000	2年度はコロナにより実績減
③								
事務事業の分類		分類についての説明・意見等						
3年度		4年度						
継続		継続		児童館事業を安全な環境で実施していくため、適切な施設の維持・管理、運営を継続して実施する。				

(単位：千円)

備考	行政費用は、給与関係費等を除き、施設に係る減価償却費と清掃や保守点検の委託料等の物件費が占めている。また、西日暮里二丁目ひろば館の減価償却の開始に伴い、減価償却費が増加している。
----	---

問題点・課題	ひろば館の管理にあたり、利用者の安全を確保し、期待に応えられる施設としてサービスの提供ができるよう適切に維持・管理していく必要がある。また、施設の老朽化に対する対応方針（改修工事等）については、ふれあい館整備ニュープラン及び荒川区公共建築物中長期改修実施計画の進捗状況を踏まえ、見直しや検討を行っていく必要がある。 花の木ひろば館については、老朽化に伴う改修が必要である。
--------	--

	令和2年度に取り組む 具体的な改善内容	令和2年度に実施した 改善内容および評価	令和3年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	定期的な建築設備定期点検等を実施し、利用者の安全を確保した施設サービスを提供する。	定期的な建築設備法定点検等を行い、施設の維持・管理を行った。	引き続き定期的な建築設備法定点検等を実施し、利用者の安全を確保した施設サービスを提供する。
②	適切な日常点検の実施や保守点検の結果等を基に、不具合箇所の早期発見に努めていく。	適切な日常点検の実施や保守点検の結果等を基に、不具合箇所の早期発見が可能であったことから、迅速な修繕を実施した。	適切な日常点検の実施や保守点検の結果等を基に、不具合箇所の早期発見及び迅速な修繕を実施していく。
③			
他区の実況	（実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区） 児童事業の実施方法や、実施場所（学校内か単独館か）、対象者（乳幼児のみか小学生を含むか）等は各区で異なるが、児童館における児童事業については全区で実施。国の放課後対策の方向性に基づき、小学生向けの児童事業は学校内で実施する放課後事業に集約する方向性に転換した区もある。		
議会質問状（要旨）			

事務事業分析シート（令和3年度）

No1

事務事業コード	10-02-02		戦略プラン	☐ 協働	☐ 業務	☐ 財務	☐ 人事	
事務事業名	児童育成事業費		部課名	子ども家庭部児童青少年課	課長名	矢代		
			担当者名	岡	内線	3831		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（3年度）	01-02-01	児童育成事業費						
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 3年度 ☐ 2年度）		☐ 建設事業 ☐ それ以外の継続事業					
開始年度	平成 1	(1989)	年度	根拠	児童福祉法			
終期設定	☐ 有 ☒ 無	()	年度	法令等	荒川区区民ひろば館条例及び同施行規則			
実施基準	☐ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☒ 区独自基準		計画区分	☐ 計画 ☒ 非計画				
行政評価事業体系	分野	II	子育て教育都市					
	政策	03	子育てしやすいまちの形成					
	施策	01	多様な子育て支援の展開					
目的	子どもが自由に来館し、利用できる「地域の遊び場」である児童館において、子どもに遊びを提供する各種事業を通し、子どもの心身の健康増進を図り、豊かな情操を育む。 また、地域と連携することで、地域活動の増進等に寄与する。							
対象者等	乳幼児から18歳未満まで（乳幼児の保護者含む）							
内容	(1) 子育て親子の交流促進事業 (2) 小中学生向けの児童事業 ①事業・サークル活動・検定あそびなどを通し、技量・自主性・社会性・仲間づくりを援助する。 ②子どもたちが自主的・主体的に取り組む活動設定をし、学校・学年を超えた友達づくりや成長を援助する。 ③気軽に利用しやすい環境を整え、子どもの個性を把握し、肯定的に受け入れ見守る。 ④子どもたちの課題について発見し、解決の援助をする。 (3) 地域連携活動 ①地域の子どもまつりへの参加 ②地域文化祭への参加 ③町会、学校、商店街等との連携事業 （荒五北防災と友好のつどい・第四中学校 in きもだめし・おそうじ隊 など）							
経過	児童館事業は、児童福祉法第40条に基づき実施する事業であり、昭和42年の「南千住児童館」の設立が始まりであり、その後、順次昭和49年までの間に11館を設置し、荒川区の児童育成事業の拠点としてきた。 昭和63年の「効率的な荒川区政を進めるための懇談会（効率懇）」の答申を受けて、「区民ひろば構想」を策定し、平成元年から区民ひろば事業を開始した（名称は「ひろば館」とした。）。 平成14年の「新たな「区民ひろば」の構築に向けて（最終報告書）」の策定を受け、ひろば館を整理・統合し、ふれあい館として整備する方針を決定（平成20年に「ふれあい館整備ニュープラン」で具体的な閉館及びふれあい館化の計画を決定）し、現在は児童事業のみを行う「ひろば館」として存続しているのは、花の木・熊野前・西日暮里二丁目の3館のみとなっている。 なお、多世代型の施設であるふれあい館（13館）においても、児童事業を実施しているため、ふれあい館で実施する事業と連携しながら、児童事業を実施している。							
必要性	異学年、他学校児童、地域の大人との交流等を体験することは、児童の健全育成にとって大変重要なことである。また、地域の身近な場で「子育て」支援事業を通して親の成長を、「子育て」支援事業を通して子の成長の支援をし、地域の子育て支援機能を充実させていくことは必要である。							
実施方法	（ ☒ 直営 ） （直営の場合 ☒ 常勤職員 ☒ 会計年度任用職員 ）							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明	
			30年度	元年度	2年度	3年度見込み		目標値(8年度)
	①	ひろば館1館あたりの年間利用者数(人)	48,713	44,595	23,947	29,000	48,000	平均利用者数(利用者数/館数) ※2年度はコロナにより実績減
	②	ひろば館1館あたりの乳幼児タイム年間実施数(回)	190	176	115	156	190	平均実施回数(実施数/館数) ※2年度はコロナにより実績減
	③	ひろば館1館あたりの乳幼児タイム年間利用数(人)	5,619	4,791	2,778	4,880	5,200	平均利用者数(利用者数/館数) ※2年度はコロナにより実績減
事務事業の分類		分類についての説明・意見等						
3年度		4年度						
継続		継続		児童の健全な育成を図るため、継続して実施する。				

(単位：千円)

備考	行政費用の大半は、給与関係費等を除き、光熱水費や事業用消耗品購入費等の物件費が占めている。
問題点・課題	・ふれあい館の整備が進む中で、ふれあい館を含めた本区における今後の児童健全育成のあり方について、各ひろば館やふれあい館が実施する児童育成に関するプログラムを踏まえたうえで、区民生活部と密接な連携・調整を図りながら、検討を進めていく必要がある。 ・在宅で育児をする家庭への支援をきめ細かにを行い、継続した見守りと援助を行うほか、「地域の遊び場」である児童館の機能を活用した子育て支援に関するプログラムを強化していく必要がある。 ・中高生の居場所づくりについても検討する必要がある。

問題点・課題の改善策			
	令和2年度に取り組む 具体的な改善内容	令和2年度に実施した 改善内容および評価	令和3年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	各ひろば館やふれあい館が実施する 児童育成に関するプログラムを踏ま え、今後の児童育成事業の在り方等 を検討していく。	ホームページやSNSを利用したプロ グラムである「おうちdeひろば館」を 実施し、新たな児童事業の在り方を 提示した。	引き続き「おうちdeひろば館」 等、ホームページやSNSとひろば 館を活用したプログラム等も検討 していく。
②	子育て支援に関するプログラム内容 の充実等、今後も検討していく。	新型コロナウイルスの感染が拡大す る中で、利用者が安心して利用でき る体制を確保し、良質なプログラム を提供した。	引き続き、児童育成事業の在り方 を検討し、利用者が安心して利用 できるプログラム等を検討してい く。
③	令和元年度に実施した居場所づくり の振り返りを行い、内容を工夫して いく。	中高生タイム等で、中高生の居場所 となるよう、機会作りを行った。し かし、新型コロナウイルスの影響 で、利用者数は伸び悩んだ。	地域との連携を図り、地域の拠点 として利用者の居場所づくりに積 極的に取り組んでいく。
他 区 の 実 況	（実施 22 区 児童事業の実施方法や実施場所（学校内か単独館か）、対象者（乳幼児のみか小学生を含むか）等は各区で異なるが、児童館における児童事業については全区で実施。国の放課後対策の方向性に基づき、小学生向けの児童事業は学校内で実施する放課後事業に集約する方向性に転換した区もある。	（未実施 0 区 不明	（0 区）
議 会 質 問 状 況 （要旨）			

事務事業分析シート（令和3年度）

No1

事務事業コード	10-02-03		戦略プラン	☐ 協働	☐ 業務	☐ 財務	☐ 人事	
事務事業名	親子ふれあいひろば事業費（ひろば館）		部課名	子ども家庭部児童青少年課		課長名	矢代	
			担当者名	高見		内線	3807-4720	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（3年度）	01-03-01	親子ふれあいひろば事業費（ひろば館）						
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 3年度 ☐ 2年度）			☐ 建設事業 ☒ それ以外の継続事業				
開始年度	平成 17	（ 2005 ）	年度	根拠	東京都子育てひろば事業（地域子育て支援拠点事業）実施要綱			
終期設定	☐ 有 ☒ 無	（ ）	年度	法令等				
実施基準	☐ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☒ 区独自基準			計画区分	☒ 計画 ☐ 非計画			
行政評価事業体系	分野	II	子育て教育都市					
	政策	03	子育てしやすいまちの形成					
	施策	01	多様な子育て支援の展開					
目的	子育て中の親子がいつでも気軽に交流できる場を提供し、子育ての孤立化や育児不安を防止し、地域で安心して子育てをしていくことができるよう、指導員が介在し仲間づくりを促進する。また、育児不安のある子育て中の保護者が安心して相談できるような環境を提供し、異年齢の子どもが利用する児童館ならではの環境を生かし、子育てモデルや育児のノウハウが自然に身に付くように援助する。							
対象者等	就学前の乳幼児と保護者							
内容	就学前の乳幼児と保護者がいつでも自由に来館し、交流ができる居場所（小学生の利用スペースと分離し、乳幼児親子が安心して利用できるスペース）をひろば館で提供する。また、小中学生と乳幼児との交流事業や育児相談等を実施するほか、保護者自身がリフレッシュできる事業提供や定期的な通信発行を行い、子育て情報を積極的に発信する。 <具体的な事業内容> 1 地域の子育て情報の交換や交流できる居場所をつくる。 2 スタッフがいつでも気軽な相談相手となり、子育て不安を取り除き仲間づくりを援助する。 3 乳幼児時期に親子と関係を作り、小中高生までの成長過程での援助へとつなげる。 4 ランチタイムを実施し一日開放することで、食育へとつなげる。 5 産後うつ・養育不安・虐待防止等を視野に入れて、母親向け事業・講座などを実施する。							
経過	・平成16年度に次世代育成支援行動計画の中で、次世代育成について、ひろば館やふれあい館で支援することができる事業を検討し、新生プランに新規事業として位置付けた。 ・平成17年度は南千住・花の木・町屋ひろば館で実施 ・平成18年度から尾久・西日暮里ひろば館（20年度廃止）と各ふれあい館で実施 ・平成20年度から西日暮里ふれあい館で実施 ・平成22年度から南千住駅前ふれあい館にて実施 ・平成23年度は3ひろば館（花の木、町屋、尾久）、8ふれあい館で実施 ・平成24年度は2ひろば館（花の木、熊野前）、11ふれあい館で実施 ・平成25年度は2ひろば館（花の木、熊野前）、ミニ幼児コーナー（西日暮里二丁目ひろば館）、13ふれあい館で実施 ・平成26年度から3ひろば館（花の木、熊野前、西日暮里二丁目ひろば館）、13ふれあい館で実施							
必要性	情報が溢れ自己決定ができない不安感をもち、思い描く子育てと現実のギャップに戸惑う保護者もいるため、気軽に安心して利用・相談ができる居場所が必要である。核家族化及び地域の関係の希薄化により、子育ての伝承が困難な環境にあるため、育児の伝承の場としての役割を担う。							
実施方法	（ ☒ 直営 ） （直営の場合 ☒ 常勤職員 ☒ 会計年度任用職員 ）							
指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明	
			30年度	元年度	2年度	3年度見込み		目標値（8年度）
	①	子育て相談件数	37	30	34	34	40	ひろば館3館における1か月平均
	②	参加者数	979	943	544	544	1,010	ひろば館3館における1か月平均 ※2年度はコロナにより実績減
③	計測事業参加者数	44	44	0	6	53	ひろば館3館における1か月平均 ※2年度はコロナにより未実施	
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
3年度		4年度						
推進	推進		在宅育児家庭の育児不安等の解消を図るため、親子ふれあいひろばでの保護者交流・乳幼児支援の援助を推進する。					

(単位：千円)

問題点・課題

問題点・課題の改善策

他区の実
施状況

議 会 質 問 状 況 (要 旨)

事務事業分析シート（令和3年度）

No1

事務事業コード	10-02-04		戦略プラン	☐ 協働	☐ 業務	☐ 財務	☐ 人事
事務事業名	親の子育て力支援事業		部課名	子ども家庭部児童青少年課		課長名	矢代
			担当者名	高見		内線	3807-4720
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（3年度）	01-03-02	親の子育て力支援事業					
事務事業の種類	☐ 新規事業（ ☐ 3年度 ☐ 2年度）		☐ 建設事業 ☐ それ以外の継続事業				
開始年度	平成 20	（ 2008 ） 年度	根拠	東京都親の子育て力向上支援事業実施要綱			
終期設定	☐ 有 ☒ 無	（ ） 年度	法令等				
実施基準	☐ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☒ 区独自基準		計画区分	☒ 計画 ☐ 非計画			
行政評価事業体系	分野	II	子育て教育都市				
	政策	03	子育てしやすいまちの形成				
	施策	01	多様な子育て支援の展開				
目的	保護者が、子育ての不安・悩み・焦りなどを出し合い、自らを気付き見直す機会をつくり、地域で安心して子育てができる環境を整備する。 また、ワークショップやNP（nobody's perfect）等を通し、個々の子どもの成長・発達に合わせた子育てができるよう支援する。						
対象者等	ひろば館・ふれあい館を利用している乳幼児及び児童とその保護者						
内容	育児不安や負担感を抱える保護者に対して、母親の自信回復と前向きな子育てができるよう、NPプログラムによるグループワークを行う。 NP資格を取得した職員が、NPファシリテーターを担うとともに、各館利用の保護者対応を行う。 また、親の子育て力支援事業として、母親同士が気軽に話し合える場を設定する。						
経過	- 平成19年に東京都「心の東京革命推進協議会」の協力を得て、ひろば館3館で「心の東京塾」を開催 - 平成20年度から積極的に講座を開設することとし、ひろば館4館で実施 - 平成21年度からひろば館職員が子育て専門スタッフとして、新たにファシリテーターの資格を取得し、NPプログラム講座を開始 - 平成22年度からひろば館職員が順次資格を取得し、平成23年度からひろば館で講座を実施（年3回） - 平成24年度からひろば館とふれあい館で開催（年3回） （平成24年度 花の木・西尾久・峡田）（平成25年度 花の木・尾久・タヤけこやけ）（平成26年度 花の木・町屋・南千住）（平成27年度 花の木・タヤけこやけ・西尾久）（平成28年度 花の木・石浜・西日暮里二丁目）（平成29年度 尾久・西日暮里二丁目・花の木）（平成30年度 花の木・西日暮里二丁目・南千住）（令和元年度 西日暮里二丁目・花の木・町屋） - 平成29年度、心の東京革命アドバイザー制度「ぼしあーも」事業が廃止						
必要性	核家族で育った人が子育てをする現代、家庭や地域での育児の伝承がされにくく、育児モデルを学ぶ機会が減少し多世代交流や地域社会での見守りあう関係が希薄になっている。地域の中で、気軽に相談できる居場所や機会が子育ての後押しとなる。						
実施方法	（ 1直営 ） （ 直営の場合 ☒ 常勤職員 ☒ 会計年度任用職員 ）						
指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明
			30年度	元年度	2年度	3年度見込み	
	① 参加者数（NPプログラム）	21	28	0	2	30	2年度はコロナにより未実施
	② 開催数（しゃべり場ママ）	3	6	17	17	8	
	③ 参加者数（しゃべり場ママ）	10	42	45	45	60	
事務事業の分類		分類についての説明・意見等					
3年度		4年度					
推進	推進	親育て支援の分野として積極的に取り組み、母親の負担感の軽減を図り、地域での仲間づくりを推進する。					

(単位：千円)

問題点・課題

行政費用は、給与関係費等を除き、講座受講料等の補助費等と消耗品購入費の物件費が占めている。

・コロナ禍で、NPプログラムを安心して実施できるよう、参加人数、開催内容等、検討しながら進めていく必要がある。

・NPプログラム以外にも、親の子育て力支援事業として、母親が気軽に話し合える場を開催、コロナ禍でも安心して参加できるよう内容及び安全対策を引き続き周知していく。

問題点・課題の改善策

	令和2年度に取り組む 具体的な改善内容	令和2年度に実施した 改善内容および評価	令和3年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	年々変化する子育てのニーズを引き続き把握し、積極的に周知徹底を図る。	コロナ感染拡大防止のため、NPプログラム開催を中止したが、子育てニーズ把握のため、お知らせボードや投書箱等を設置活用した。	NPプログラムの構成を、コロナの状況に合わせ検討し、計画・実施していく。
②	トレーナーからの助言やフォローアップ研修で得た情報を深める場を継続し、NPプログラムの内容の向上につなげていく。	NPプログラム開催に備え、「親教育プログラムのすすめ方」の見直し、NPプログラム情報の収集、自己スキルの向上につなげた。	フォローアップ研修受講、研修で得た情報を深める場を継続し、NPプログラムの内容の向上につなげていく。
③	母親同士の懇談の場を親の子育て力支援事業として定着させる。 様々な種類の懇談の場を提供していく。	コロナ禍で安心して参加できるよう内容を吟味し実施した母親同士の懇談の場が、親の子育て力支援事業として定着し参加者も増えた。	各館バランスよく、その都度状況に合わせ母親の懇談の場を設け、親の子育て力向上につなげていく。
他区の実況	(実施 19 区 未実施：渋谷区、江東区、杉並区	未実施 3 区 不明	0 区)
議会(要旨)			

事務事業分析シート（令和3年度）

No1

事務事業コード	10-02-05		戦略プラン	☐ 協働	☐ 業務	☐ 財務	☐ 人事	
事務事業名	小中学生と乳幼児との交流		部課名	子ども家庭部児童青少年課		課長名	矢代	
			担当者名	真田		内線	3893-2362	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（3年度）	01-04-01	小中学生と乳幼児との交流事業費						
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 3年度 ☐ 2年度） ☐ 建設事業 ☒ それ以外の継続事業							
開始年度	平成 18	（ 2006 ）	年度	根拠	なし			
終期設定	☐ 有 ☒ 無	（ ）	年度	法令等				
実施基準	☐ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☒ 区独自基準			計画区分	☒ 計画 ☐ 非計画			
行政評価事業体系	分野	Ⅱ 子育て教育都市						
	政策	04 心豊かにたくましく生きる子どもの育成と生涯学習社会の形成						
	施策	03 体験学習等の推進						
目的	小中学生等が、乳幼児とのふれあいや交流を通じ、子育ての楽しさや生命の尊さ等を体験し、子育てに希望をもてる大人へと成長できるよう支援する。							
対象者等	小中学生等とひろば館やふれあい館で実施している「乳幼児タイム」等に参加している乳幼児							
内容	各ひろば館を利用する保護者や近隣の小中学校等に当該事業を周知し、ひろば館で実施する様々な乳幼児事業へ小中学生等の参加を得て、乳幼児との交流を図る。 事業運営にあたっては、小中学生等が参加しやすい夏休み等を中心に交流事業の運営を行う。 また、年間を通してひろば館の各種事業等にも継続して参加できるよう、意見を聴きながら活動の機会を広げていく。							
経過	平成16年度に次世代育成支援行動計画の中で、次世代育成について、ひろば館やふれあい館で支援することができる事業を検討し、新生プランに新規事業として位置付け - 平成17年度は尾久ひろば館で試行 - 平成18年度から南千住・花の木・町屋・尾久・西日暮里ひろば館で実施 - 平成20年度から南千住・花の木・町屋・尾久ひろば館で実施 - 平成24年度から花の木・熊野前・西日暮里二丁目ひろば館で実施							
必要性	少子化が進む中で、小中学生等と乳幼児が交流し、子育ての楽しさや生命の尊さを体験することは、子育てに希望をもてる大人へ成長する上で必要である。							
実施方法	（ ☒ 直営 ） （ 直営の場合 ☒ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員 ）							
指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			30年度	元年度	2年度	3年度見込み	目標値(8年度)	
	① 参加小中学校数（校）	12	22	0	8	22	2年度：コロナにより未実施 3年度：接触のない方法で実施	
	② 参加親子（組）	391	454	0	130	410	2年度：コロナにより未実施 3年度：接触のない方法で実施	
③ 実施回数（回）	20	18	0	25	20	2年度：コロナにより未実施 3年度：接触のない方法で実施		
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
3年度		4年度						
推進	推進		小中学生等と乳幼児が交流し、子育てに希望をもてる大人へと成長できるよう支援を推進する。					

(単位：千円)

備考	行政費用は、給与関係費等を除き、新型コロナウイルス感染症対策による事業未実施のため執行がなかった。
----	---

問題点・課題	・小中学校等との連携を図り、年間を通して様々な行事を実施する中で、小中学生が自発的に参加できるよう、募集時の工夫が必要である。その際、本事業の意義等についても伝えることが必要である。 ・交流事業を通じて、乳幼児と保護者にも安心して参加してもらえるよう、実施内容の見直しや、参加説明会等を通じて参加する小中学生への理解を促す必要がある。 ・感染症予防のため、直接的なふれあいが出来ないが、行事の中で制作物等を通じた交流等工夫が必要である。
--------	--

	令和2年度に取り組む 具体的な改善内容	令和2年度に実施した 改善内容および評価	令和3年度以降に取り組む 具体的な改善内容
--	------------------------	-------------------------	--------------------------

他	(实施	22	区	未实施	0	区	不明	0	区)
---	------	----	---	-----	---	---	----	---	-----

区の実
況

議 會 質 問 狀 況 （ 要 旨 ）	
--	--

事務事業分析シート（令和3年度）

No1

事務事業コード	10-02-06		戦略プラン	☐ 協働	☐ 業務	☐ 財務	☐ 人事	
事務事業名	宮繕費（ひろば館・放課後子ども総合プラン・学童クラブ）		部課名	子ども家庭部児童青少年課	課長名	矢代		
			担当者名	岡	内線	3831		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（3年度）	01-05-01	宮繕費（児童事業館）						
	01-05-02	宮繕費（放課後子ども総合プラン）						
	01-05-03	宮繕費（学童クラブ）						
事務事業の種類	☐ 新規事業（ ☐ 3年度 ☐ 2年度）		☐ 建設事業		☐ それ以外の継続事業			
開始年度	平成 1	(1989)	年度	根拠	なし			
終期設定	☐ 有 ☒ 無	()	年度	法令等				
実施基準	☐ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☒ 区独自基準		計画区分	☐ 計画 ☒ 非計画				
行政評価事業体系	分野	II	子育て教育都市					
	政策	03	子育てしやすいまちの形成					
	施策	01	多様な子育て支援の展開					
目的	施設の修繕・改修を適切に行い、利用者の効果的で快適な利用環境を整える。							
対象者等	2号事業ひろば館3施設（児童事業館）、学童クラブ20施設（※）、放課後子ども教室施設24、計47施設 ※汐入・峡田・西尾久・東日暮里ふれあい館内及び日暮里ひろば館内の学童クラブは除く							
内容	1 2号事業ひろば館（花の木、熊野前、西日暮里二丁目ひろば館）の修繕・改修 2 学童クラブ（20施設（ふれあい館、ひろば館内の学童クラブを除く））の修繕・改修 (1) 学校内学童クラブ・15か所 二瑞小、汐入小、汐入東小、三峡小、二峡小、九峡小、四峡小、五峡小、大門小、七峡小、赤土小、尾久小、尾久西小、三日小、六日小 (2) 学校外学童クラブ・5か所 南千住四丁目、南千住第一、南千住第二、南千住六丁目、二日小 3 放課後子ども教室（にこにこすくーる）（24施設）の修繕・改修 瑞光小、二瑞小、三瑞小、汐入小、汐入東小、六瑞小、峡田小、二峡小、三峡小、四峡小、五峡小、七峡小、九峡小、尾久小、尾久西小、尾久六小、赤土小、大門小、宮前小、一日小、二日小、三日小、六日小、ひぐらし小							
経過	・平成22年度 花の木ひろば館トイレ等改修工事实施 ・平成23年度 熊野前ひろば館上水給水ポンプ取替工事实施 ・平成24年度 熊野前ひろば館西側外壁改修工事实施 ・平成25年度 花の木ひろば館北側屋外排水設備改修工事、熊野前ひろば館遊戯室内部改修工事实施 ・平成26年度 熊野前ひろば館非常放送設備改修工事实施 ・平成27年度 花の木ひろば館防犯カメラ設置工事、西日暮里二丁目ひろば館建設工事实施 ・平成28年度 花の木ひろば館受変電設備改修工事实施 ・平成29年度 汐入東小学童クラブ新設工事实施 ・平成30年度 花の木ひろば館空調機改修工事、熊野前ひろば館空調設備改修工事实施 ・令和元年度 二峡小学童クラブ空調機改修工事、南千住四丁目学童クラブ自動ドア駆動装置取替工事 ・令和2年度 南千住六丁目学童クラブ新設工事、仮設日暮里区民事務用途変更工事、熊野前ひろば館空調設備改修工事实施							
必要性	2号事業（児童館事業）を実施していく上で、ふれあい館へ移行するまで当面の間は施設の維持のための補修等は必要である。また学校内等学童クラブや放課後子ども教室についても開設から年数が経過し、修繕の必要性が生じてきている。							
実施方法	（ 2一部委託 ） （ 直営の場合 ☐ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員 ） 各施設職員からの報告や定期点検等で把握した施設や設備の不具合箇所について、順次対応する。							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明	
			30年度	元年度	2年度	3年度見込み		目標値(8年度)
	①	未実施のために起こった事故	0	0	0	0	0	
	②	修繕案件数	31	39	40	50	75	全予算事業の修繕件数合算値
③								
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
3年度		4年度						
継続	継続		児童健全育成事業を安全な環境で実施していくため、施設の修繕・改修を継続して実施する。					

(単位：千円)

備考	行政費用は、給与関係費等を除き、主に南千住六丁目学童クラブ土地賃借料等に係る物件費、修繕等の維持補修費及び施設の減価償却費が占めている。令和2年度は、熊野前ひろば館の空調設備改修工事の実施により、維持補修費が増加している。
問題点・課題	施設・設備の老朽化により、大規模な修繕や工事が増加傾向にある。特に空調機の経年劣化による故障は、ひろば館、学童保育や放課後子ども教室の運営に影響が出るため、日常点検を通じて不具合箇所の早期発見に努める必要がある。 大規模な工事や事故の発生等を未然に防止するため、点検等で明らかになった問題については、対応策を検討し、適宜修繕を実施する必要がある。

	令和2年度に取り組む 具体的な改善内容	令和2年度に実施した 改善内容および評価	令和3年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	引き続き施設の日常点検を実施し、事業運営に支障が出ないよう適宜修繕・工事を実施し、施設を適切な状態に保っていく。	日常点検結果に基づき、対応が必要な箇所の修繕を実施した。事業運営に支障が出ないよう、急を要する案件についても早急に対応した。	引き続き施設の点検を行い、事業運営に支障が出ないよう適宜修繕・工事を実施し、施設を適切な状態に保っていく。
②	法定点検等の実施により、各施設の不具合箇所を適切に把握し、緊急性等を勘案して優先度の高い案件から順次対応を行う。	緊急の修繕案件の他、案件内容を整理し、優先度の高い案件から順次修繕を実施した。	法定点検等の結果を踏まえ、各施設の不具合箇所を調査し、緊急性等を勘案して、優先度の高い案件から順次対応する。
③			

他 施 区 区 の 実 況 （ 要 質 問 状 ）	（実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区）
	児童事業の実施方法や、実施場所（学校内か単独館か）、対象者（乳幼児のみか小学生を含むか）等は各区で異なるが、児童館における児童事業については全区で実施。国の放課後対策の方向性に基づき、小学生向けの児童事業は学校内で実施する放課後事業に集約する方向性に転換した区もある。

事務事業分析シート（令和3年度）

No1

事務事業コード	10-02-07		戦略プラン	☐ 協働	☐ 業務	☐ 財務	☐ 人事	
事務事業名	子ども読書活動推進事業（ひろば館）		部課名	子ども家庭部児童青少年課		課長名	矢代	
			担当者名	山内		内線	3895-6923	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（3年度）	01-06-01	子ども読書活動推進事業費（ひろば館）						
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 3年度 ☐ 2年度）		☐ 建設事業 ☒ それ以外の継続事業					
開始年度	平成 19	（ 2007 ）	年度	根拠	子ども読書活動の推進に関する法律			
終期設定	☐ 有 ☒ 無	（ ）	年度	法令等				
実施基準	☐ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☒ 区独自基準		計画区分	☐ 計画 ☒ 非計画				
行政評価事業体系	分野	Ⅱ	子育て教育都市					
	政策	03	子育てしやすいまちの形成					
	施策	01	多様な子育て支援の展開					
目的	本を通じて親子の絆とコミュニケーションを深める。 身近な場所に親子で一緒にゆったりと本を楽しめる場をつくり、地域の子育て環境を充実させるとともに、子どもたちの豊かな情操を育む。							
対象者等	乳幼児から小学生までとその保護者							
内容	ひろば館に、乳幼児向け書棚を設置し、ブックローテーションにより多彩な蔵書を用意することで、子どもたちが気軽に読書に親しむ環境、身近な場所で読書を通じて子育てを楽しむことのできる環境をつくる。 子どもたちに読書の楽しさを伝えるため、おはなし会やパネルシアター等を利用した多様な読書活動を展開するとともに、保護者に読み聞かせの大切さ・楽しさを伝える事業を実施し、本を活用した子育て支援を行う。							
経過	・平成13年2月に「子ども読書活動の推進に関する法律」が公布施行 ・平成15年3月に「東京都子ども読書活動推進計画」を策定 ・平成18年4月に「荒川区子ども読書活動推進計画」を策定 ・平成19年度は南千住、花の木、荒川三丁目、町屋、尾久、熊野前、西日暮里、西日暮里二丁目ひろば館で実施（在宅の幼児を対象に、本に親しむ環境をひろば館に整備） ・平成20年度からは南千住、花の木、荒川三丁目、町屋、尾久、熊野前、西日暮里二丁目ひろば館で実施（読書活動を勧めるために、ブックローテーションを定着させ、より多くの本を児童に提供） ・平成23年度は南千住、花の木、町屋、尾久、熊野前、西日暮里二丁目ひろば館で実施 ・平成23年10月に「荒川区子ども読書活動推進計画（第二次）」策定 ・平成24年度からは花の木、熊野前、西日暮里二丁目ひろば館で実施 ・平成28年4月に「荒川区子ども読書活動推進計画（第三次）」策定							
必要性	読書離れが指摘される中、乳幼児の親子や児童が積極的に本に親しむ機会を設けることは、将来を担う子どもたちの感性が豊かに育まれ、想像力や思いやりの心を育てる上で大切である。また、読み聞かせ等を通じて、親子のふれあいの機会を深めることは大切な子育て支援策である。							
実施方法	（ ☒ 直営 ） （ 直営の場合 ☒ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員 ）							
指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			30年度	元年度	2年度	3年度見込み	目標値（8年度）	
	①	親子読み聞かせ事業等の実施回数（回）	387	222	244	242	243	平均実施回数（総実施回数/館数）
	②	参加乳幼児数（人）	3,835	2,018	2,102	1,936	1,944	年間平均参加人数（総参加人数/館数）
③	蔵書数（冊）	1,022	1,062	1,102	1,142	1,342	平均冊数（総冊数/館数）	
事務事業の分類		分類についての説明・意見等						
3年度		4年度						
継続	継続	児童の健全育成を図る上で、また図書を通じた子育て支援策を展開していくため、今後も事業を継続する。						

(単位：千円)

問題点・課題

問題点・課題の改善策											
	令和2年度に取り組む 具体的な改善内容			令和2年度に実施した 改善内容および評価			令和3年度以降に取り組む 具体的な改善内容				
①	蔵書の点検及び補修を継続的に実施する。また、流行の本を中心に利用者のニーズに合わせた図書の選定及び購入を行う。			各館、蔵書の点検と必要に応じて補修を実施した。保護者や児童のニーズを聞き取り図書の選定及び購入を行った。			引き続き、各館蔵書の点検・補修を行う。適切な蔵書数と各年齢の成長に合わせたものを取り入れるよう工夫していく。				
②	読書への関心を高めるために、掲示板やお便り等を使用して情報発信を継続する。			新書の紹介POPや表紙を見せる等、利用者が手に取りやすい展示方法を実施した。			引き続き、各館で便りの発行や掲示板を活用し情報発信を行い、読書への関心を高めていく。				
③	小中学生ボランティアや図書ボランティアによる読み聞かせ活動を継続実施する。			コロナ禍でボランティアによる読み聞かせ活動ができなかったため、職員による読み聞かせを実施した。			読書ボランティアによる読み聞かせ活動を実施し、小中学生にも読書への関心を高める。				
他 区 の 実 況	（実施			22	区	未実施	0	区	不明	0	区）
議 会 質 問 状 況 （ 要 旨 ）											

事務事業分析シート（令和3年度）

No1

事務事業コード	10-02-08		戦略プラン	☐ 協働	☐ 業務	☐ 財務	☐ 人事
事務事業名	青少年問題協議会運営費		部課名	子ども家庭部児童青少年課	課長名	矢代	
			担当者名	樋口	内線	3833	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（3年度）	01-07-01	青少年問題協議会運営費					
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 3年度 ☐ 2年度）		☐ 建設事業 ☒ それ以外の継続事業				
開始年度	昭和 25	（ 1950 ）	年度	根拠	地方青少年問題協議会法		
終期設定	☐ 有 ☒ 無	（ ）	年度	法令等	荒川区青少年問題協議会条例		
実施基準	☒ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☐ 区独自基準			計画区分	☐ 計画 ☒ 非計画		
行政評価事業体系	分野	V	文化創造都市				
	政策	10	活力ある地域コミュニティの形成				
	施策	05	青少年健全育成運動への支援				
目的	荒川区の青少年育成事業を総合的、効果的に推進するために、関係行政機関及び各団体等の連携を図る中核的機関として荒川区青少年問題協議会を設置し、その運営を行う。						
対象者等	区内の青少年						
内容	1 協議会の事務 ・青少年育成に関する総合的な施策の樹立について、必要な事項を調査・審議する。 ・青少年対策育成の総合的な施策の適切な実施を期するため、関係行政機関相互の連絡調整を図る。 ・上記2項目に関し、関係行政機関に意見具申する。 2 委員 38人（会長：区長、区議会議員5人、学識経験者20人、関係行政機関12人）、幹事9人 ・学識経験者の任期は2年、他の委員の任期はなく、関係行政機関の人事異動等に伴う委員の委嘱は毎年行っている。 3 実績 ・「荒川区青少年健全育成基本方針」を策定（平成30年3月） ・『荒川区「家庭における親の教育意識と青少年」意識調査』を3年毎に実施（平成20、23、26、29年）						
経過	昭和25年 任意機関として発足。 昭和31年 青少年問題審議会及び地方青少年問題協議会法（昭和28年）に基づき荒川区青少年問題協議会条例を制定。条例により区長の附属機関化。 昭和37年 調査対策専門部会の設置（昭和57年に専門部会に名称変更）。 平成11年 平成3年まで専門部会存続。一時休止していたが、平成19年度より必要に応じ部会を設置。根拠法令が地方青少年問題協議会法に改正され、青少年問題協議会の設置は任意。						
必要性	青少年をめぐる問題が複雑化・多様化する中で、要保護児童対策地域協議会、安全・安心街づくり協議会など、目的が明確で緊急の対策が必要な協議会が設立されている。青少年問題協議会も、青少年をめぐる問題の総合的な施策・方針を策定する協議会であることから、設置の必要性は高い。						
実施方法	（ 1直営 ） （ 直営の場合 ☒ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員 ） 区が事務局を務め、委員の委嘱事務をはじめとする青少年問題協議会の運営に関する事務を処理している。						
指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明
			30年度	元年度	2年度	3年度見込み	
	① 協議会の開催（回）	0	0	0	1	1	必要に応じて開催 ※2年度はコロナにより未実施
	② 専門部会の開催（回）	1	3	0	3	3	年1回～3回開催 ※2年度はコロナにより未実施
③							
事務事業の分類			分類についての説明・意見等				
3年度		4年度					
継続		継続	現状の内容で継続する。				

(単位：千円)

備考	行政費用は、給与関係費等を除き、新型コロナウイルス感染症対策による事業未実施のため執行がなかった。
----	---

問題点	・ ニートやひきこもりなど自立をめぐる問題の深刻化や、児童虐待、いじめ、少年による重大事件、有害情報の氾濫に加え、インターネットに起因する犯罪など、近年の青少年問題は実態が複雑化・多様化してきている。
-----	--

	令和2年度に取り組む 具体的な改善内容	令和2年度に実施した 改善内容および評価	令和3年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	専門部会にて、複雑化する青少年の課題について把握し、意見交換を行う。	専門部会にて、近年の非行少年の状況について資料を送付し、意見を募った。今年度予定していた意識調査は、次年度に延期した。	専門部会にて複雑化する青少年課題の意見交換を行う。また、青少年の家庭や学校での実態把握をするため意識調査を行う。
②	基本方針に基づき、関係する各団体と青少年の健全育成について、密に連携を図る。	基本方針に基づき、関係する各団体と青少年の健全育成について、連携を図った。	意識調査の結果を基に、基本方針を見直し、各関係団体と青少年の健全育成について、連携を図る。
③			
他区の実況	（実施 20 区 未実施 2 区 不明 0 区） 法令改正により青少年問題協議会の設置が任意となったため、新宿区は平成16年度で協議会を終了し、新宿区次世代育成協議会に統合した。中野区は平成20年度に協議会を終了し、平成21年度から中野区次世代育成推進審議会を設置した。		
議会質問状（要旨）			

事務事業分析シート（令和3年度）

No1

事務事業コード	10-02-09		戦略プラン	☐ 協働	☐ 業務	☐ 財務	☐ 人事
事務事業名	自然まるかじり体験塾		部課名	子ども家庭部児童青少年課		課長名	矢代
			担当者名	瀬尾		内線	3833
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（3年度）	01-07-02	自然まるかじり体験塾					
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 3年度 ☐ 2年度）		☐ 建設事業 ☒ それ以外の継続事業				
開始年度	昭和 62	（ 1987 ）	年度	根拠	「自然まるかじり体験塾」実行委員会設置要綱		
終期設定	☒ 有 ☐ 無	（ ）	年度	法令等			
実施基準	☐ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☒ 区独自基準		計画区分	☐ 計画 ☒ 非計画			
行政評価事業体系	分野	Ⅱ	子育て教育都市				
	政策	04	心豊かにたくましく生きる子どもの育成と生涯学習社会の形成				
	施策	03	体験学習等の推進				
目的	子どもたちが、豊かな自然に恵まれた千葉県鴨川市の農家にホームステイし、共同生活をしながら農業・漁業体験を通して、自然の恵みや食物の大切さを学び、自立心や思いやりの心を育むことができる場とする。						
対象者等	区内在住・在学の青少年（小学4年生～中学3年生）40人程度						
内容	・荒川区の青少年が、区の交流都市である千葉県鴨川市の農家に2泊3日の間ホームステイし、農家の一員として生活し、農作業の体験や、魚のさばき方を学ぶなどの漁業体験を行う。 1日目～2日目…牧場などでの酪農体験やホームステイ先の農家で、野菜の収穫や畑仕事などの農業体験 3日目…魚のさばき方や、漁船への乗船体験などの漁業体験 ・参加者は、年齢や学校が異なる2～5人の班に分かれて、各受入農家で共同生活をする。 ※自然まるかじり体験塾は、荒川区青少年育成地区委員会連絡協議会主催の事業であり、区が同協議会に対して支出している補助金と参加者から徴収される参加費により、実施されており、区では連絡調整に要する旅費のみを計上						
経過	・昭和62年に第1回「自然まるかじり体験塾」を実施。当初は3泊4日で、バス2台、参加者73人、受入農家25軒で実施した。 ・平成4年度からは2泊3日に短縮し、平成10年度からは参加者をバス1台程度（40人）に削減した。 ・平成13年度から、荒川区青少年育成地区委員会連絡協議会主催事業（区後援事業）となったため、区は連絡協議会事務局として参加している。 ・漁業体験について、漁業協同組合婦人部の高齢化により、平成27年度から、市内施設で魚のさばき体験を行っている。 ・平成28年度は30回目を迎えたため、鴨川市の受入農家や漁業協同組合、体験塾参加経験者等を招待し、30周年記念事業（記念式典、昼食会、区内探訪）を実施した。						
必要性	少子化・核家族化が進み、集団での遊びが少なくなっている中、自然まるかじり体験塾は、他人の家に滞在し、年齢が異なる子どもたちと共同生活することを通して、あいさつを始めとする基本的なマナーや社会ルールを学ぶ貴重な体験の場となっている。						
実施方法	（ ☒ 直営 ） （ 直営の場合 ☒ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員 ）						
指	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明
			30年度	元年度	2年度	3年度見込み	
標	① 参加者数（人）	38	23	0	25	40	2年度はコロナにより未実施 3年度は日帰り事業として実施
	②						
	③						
事務事業の分類		分類についての説明・意見等					
3年度		4年度					
推進	推進	子どもたちが自立心や思いやりの心を育むことができる貴重な体験の場であるため、推進する。					

(単位：千円)

問題点・課題

・農業体験の受入農家について、長年にわたり受け入れを行ってきた農家では高齢化が進み、受入農家の確保と負担軽減が課題となっている。

・また、本事業は衣食住を伴うため、新型コロナウイルス感染症影響下では、従来の宿泊型事業形での実施は困難である。

	令和2年度に取り組む 具体的な改善内容	令和2年度に実施した 改善内容および評価	令和3年度以降に取り組む 具体的な改善内容
--	------------------------	-------------------------	--------------------------

施狀況

(実施)	1	区	未実施	21	区	不明	0	区)
------	---	---	-----	----	---	----	---	----

類似事業として墨田区が各区の友好都市と交換留学を行い、農村体験を実施している。
墨田区＝区内小学校5・6年生を対象に山形県高島町の農家へホームステイ(夏休み自然体験教室)。

議 会 質 問 状
況（要旨）

事務事業分析シート（令和3年度）

No1

事務事業コード	10-02-10		戦略プラン	☐ 協働	☐ 業務	☐ 財務	☐ 人事
事務事業名	地区委員会補助金		部課名	子ども家庭部児童青少年課	課長名	矢代	
			担当者名	石橋	内線	3833	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（3年度）	01-07-03	地区活動費補助					
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 3年度 ☐ 2年度） ☐ 建設事業 ☒ それ以外の継続事業						
開始年度	昭和 55（ 1980 ）年度	根拠	荒川区青少年育成地区委員会（連絡協議会）事業補助金交付要綱				
終期設定	☐ 有 ☒ 無（ ）年度	法令等					
実施基準	☒ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☐ 区独自基準		計画区分	☐ 計画 ☒ 非計画			
行政評価事業体系	分野	V	文化創造都市				
	政策	10	活力ある地域コミュニティの形成				
	施策	05	青少年健全育成運動への支援				
目的	青少年育成地区委員会は、地域社会の力を結集し、地域における青少年の健全育成を図ることを目的に設置されている任意団体である。また、各地区委員会が協力してその目的を達成するため、5地区合同の連絡協議会が設置されている。地区委員会及び連絡協議会が目的を達成するために、活動に要する費用について区が補助を行う。						
対象者等	青少年育成地区委員会（南千住・荒川・町屋・尾久・日暮里の5地区） 青少年育成地区委員会連絡協議会						
内容	○地区委員会の活動目標は①青少年の健全育成に係る団体・公的機関相互の連絡調整、②青少年の社会参加促進に係る事業の実施、③家庭教育の充実・推進、④青少年に有害な環境の浄化等である。 ・地区委員会の事業：〈健全育成〉子どもまつり、中学生の主張等、〈団体育成〉一日子ども会等、〈非行防止・環境浄化〉社明運動、環境浄化活動等、〈家庭教育〉母親教室等、〈その他〉広報誌発行 ・補助金交付額（5地区総金額）：7,047千円 ○連絡協議会は、①各地区委員会の協議・調整、②地区委員会の運営についての区との連絡・調整、③青少年の表彰等の合同事業を行っている。 ・連絡協議会の事業：青少年表彰、自然まるかじり体験塾、わがまちあんしん110番 ミニ隅田川 等 ・連絡協議会会議（年3回）、地区委員会会長会（年3回以上）、実務担当者会議（随時）を開催 ・補助金交付額：1,956千円						
経過	・昭和32年に荒川区青少年問題協議会の下に5つの地区委員会を設置 ・昭和37年には青少年問題協議会から独立し、現在は、各地区98～139人の委員で構成 ・昭和55年に事業効果の拡大と合同事業を推進するため、連絡協議会を設置 ・平成22年度に連絡協議会発足30周年を迎え、記念事業として講演会等を実施 ・平成23年度には、名称を「対策」から「育成」に変更 ・各地区委員会の事務局は区民課が、連絡協議会の事務局は児童青少年課が担当						
必要性	長年にわたり、地域で青少年を見守り育てる活動を実施してきた、荒川区の青少年育成行政を支える団体であり、補助金の支出により、その活動を支援する必要性は高い。						
実施方法	（ ☒ 直営 ） （ 直営の場合 ☒ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員 ）						
指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		30年度	元年度	2年度	3年度見込み	目標値（8年度）	
標	① 地区委員会委員数（人）	592	590	571	583	600	令和2年度はコロナにより未実施、令和3年度も中止予定 令和2年度はコロナにより未実施
	② こどもまつり参加者数（人）	22,380	19,700	0	0	25,000	
	③ 自然まるかじり体験塾参加者数（人）	38	23	0	25	40	
事務事業の分類		分類についての説明・意見等					
3年度		4年度					
推進	推進	青少年の健全育成を進める地域活動の要の組織体であり、今後も推進する。					

予算・決算の内訳								
令和元年度（決算）			令和2年度（決算）			令和3年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
役務費	あんしん110番保険料	298	役務費	あんしん110番保険料	298	役務費	あんしん110番保険料	132
負担金補助等	地区委員会補助金	6,511	負担金補助等	地区委員会補助金	2,735	負担金補助等	地区委員会補助金	7,047
負担金補助等	地区委員会連絡協議会補助金	1,415	負担金補助等	地区委員会連絡協議会補助金	731	負担金補助等	地区委員会連絡協議会補助金	1,956

備考	行政費用は、給与関係費等を除き、各地区委員会に対する補助金である補助費等が占めている。令和2年度は、各地区委員会が実施しているこどもまつり等の中止に伴い、補助費等が減少している。
問題点・課題	・児童青少年課では補助金の交付決定及び確定に関する事務を行っている。また、各地区委員会の事務局は区民課（各区民事務所）等にあるため、連携を密にして事業を進めていく必要がある。 ・課題として、構成員の固定化、高齢化があり、青少年の健全育成事業を円滑に進めるために、特に若い世代の後継者の確保及び育成が必要である。 ・わがまちあんしん110番事業協力者について、区民課（各区民事務所）等と協力し、定期的な調査を行い、子どもたちの安全な環境づくりを整備していく必要がある。

問題点・課題の改善策									
		令和2年度に取り組む 具体的な改善内容			令和2年度に実施した 改善内容および評価			令和3年度以降に取り組む 具体的な改善内容	
①	各地区委員会及び各区民事務所等と連絡を密にし、相互に協力して事業を実施又は支援していく。	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、各事業とも不特定多数が参加する事業は中止し、3密対策が可能な事業のみ実施した。			引き続き、各地区委員会及び各区民事務所等と連携を行い、安全に事業が実施できるよう支援していく。				
②	わがまちあんしん110番事業協力者の正確な件数把握に努めるため、継続に関する意向調査を行う。	わがまちあんしん110番事業協力者の継続意向調査を実施した。			わがまちあんしん110番事業のステッカー等をリニューアルし、事業協力者に配布する。また、新規事業協力者を募る。				
③									
他区の実況	（実施	22	区	未実施	0	区	不明	0	区）
議 況 （ 要 旨）									

事務事業分析シート（令和3年度）

No1

事務事業コード	10-02-11		戦略プラン	☐ 協働	☐ 業務	☐ 財務	☐ 人事
事務事業名	“社会を明るくする運動”地区推進委員会補助		部課名	子ども家庭部児童青少年課		課長名	矢代
			担当者名	石橋		内線	3833
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（3年度）	01-07-04	社明運動地区推進委員会補助					
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 3年度 ☐ 2年度）			☐ 建設事業 ☒ それ以外の継続事業			
開始年度	昭和 61	(1986)	年度	根拠	社会を明るくする運動荒川区推進委員会設置要綱		
終期設定	☒ 有 ☐ 無	()	年度	法令等			
実施基準	☐ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☒ 区独自基準			計画区分	☐ 計画 ☒ 非計画		
行政評価事業体系	分野	V	文化創造都市				
	政策	10	活力ある地域コミュニティの形成				
	施策	05	青少年健全育成運動への支援				
目的	“社会を明るくする運動”を効果的に推進するため、区内5地区（南千住・荒川・町屋・尾久・日暮里）に推進委員会を設け、各地区の実情に合った運動が展開できるよう、活動経費の一部を区が補助する。						
対象者等	“社会を明るくする運動”地区推進委員会（南千住・荒川・町屋・尾久・日暮里の5地区）						
内容	・“社会を明るくする運動”は、すべての国民が、犯罪や非行の防止と、罪を犯した人の更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない明るい社会を築こうとする法務省主唱の全国的運動であり、令和3年度で71回目を迎える。 ・各地区の推進委員会は、青少年育成地区委員会を中心に、保護司会、町会、民生委員・児童委員、商店街等、多くの地域団体が組織しており、荒川区推進委員会の実施要領に定める重点目標や運動方針に則して、地域の実情にあった活動を企画、実施している。 ・各地区推進委員会の事業…令和元年度は、南千住（社明パレード、駅頭・街頭宣伝）、荒川（社明パレード、駅頭・街頭宣伝）、町屋（集会、駅頭・街頭宣伝、社明いきいきフェスタ）、尾久（社明パレード、駅頭・街頭宣伝）、日暮里（社明パレード、駅頭・街頭宣伝）等を実施した。 ・補助金交付額…各地区203,000円（5地区合計1,015,000円）。 ・各地区推進委員会の事務局は区民課が務め、荒川区推進委員会の事務局は児童青少年課が担当する。						
経過	・昭和24年、戦後の荒廃の中で、食べ物も住むところもない子どもたちの将来を心配した人たちが、保護された子どもたちのためのサマースクール開設資金づくり（銀座フェア）を行ったことをきっかけに、犯罪や非行を防止し、罪を犯した人たちが立ち直るための理解と協力を呼びかける運動が全国的に実施されるようになった。 ・昭和26年には「社会を明るくする運動」と名前を変え、全国規模の運動として発展した。区内では、青少年育成地区委員会を中心とする“社会を明るくする運動”各地区推進委員会が、集会、ビデオ上映会、防犯パトロールを実施するなど、多種にわたる事業を展開し運動の啓発に努めている。 ・平成22年度には、更生保護60周年を迎え、名称を“社会を明るくする運動”とし、副題として「犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ」を添えるものとなった。（東京保護観察所） ・平成28年には「再犯の防止等の推進に関する法律」が公布・施行され、同法律の趣旨を踏まえ、本運動を推進していくこととなった。						
必要性	犯罪や少年非行の予防への地域の取り組みはますます重要になっており、その一環として社会を明るくする運動が果たす役割は大きい。						
実施方法	☒ 1直営 （直営の場合 ☒ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員）						
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明
			30年度	元年度	2年度	3年度見込み	
	① 社会を明るくする運動参加者数(人)	29,519	30,181	769	2,100	33,000	各地区の駅頭街頭宣伝、パレード、会議、各種集会等の参加者数
	② 社会を明るくする運動開催回数(回)	117	119	23	24	120	各地区の駅頭街頭宣伝、パレード、会議、各種集会等の回数
③						※2年度はコロナにより実績減	
事務事業の分類			分類についての説明・意見等				
3年度		4年度					
継続		継続		現状の内容で継続する。			

(単位：千円)

問題点・課題

行政費用は、給与関係費等を除き、各地区推進委員会に対する補助金である補助費等が占めている。令和2年度は、各地区推進委員会が実施しているパレード等の中止に伴い、補助費等が減少している。

・“社会を明るくする運動”は、法務省が主唱する全国的な運動である。この運動の趣旨が多く的一般区民に浸透するように、各地区推進委員会において周知及び啓発活動を推進していく必要がある。

	令和2年度に取り組む 具体的な改善内容	令和2年度に実施した 改善内容および評価	令和3年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	各地区推進委員会における活動が充実したものになるよう、各関係機関と連携を図る。	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、各機関と情報交換を行い、新しい生活様式での活動を行った。	引き続き、各地区推進委員会における活動が充実したものになるよう、各関係機関と連携を図っていく。
②	地域の理解を得ながら実施する活動であるため、関係団体との情報共有を密に行っていく。	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、パレード・街頭駅頭宣伝等の接触型の啓発は行わず、非接触型の啓発活動を実施した。	引き続き、各地域の理解を得ながら実施する活動であるため、関係団体との情報共有を密にし、啓発活動を行っていく。
③			

他 区	(実施	22	区	未実施	0	区	不明	0	区)
※	“社会を明るくする運動”については、各区の推進委員会の体制により区の関与の状況が異なる。								

議 会 質 問 状 況 (要 旨)

事務事業分析シート（令和3年度）

No1

事務事業コード	10-02-12		戦略プラン	☐ 協働	☐ 業務	☐ 財務	☐ 人事	
事務事業名	「あらかわの心」推進運動への支援		部課名	子ども家庭部児童青少年課		課長名	矢代	
			担当者名	瀬尾		内線	3833	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（3年度）	01-07-05	青少年健全育成運動支援事業費						
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 3年度 ☐ 2年度）		☐ 建設事業 ☒ それ以外の継続事業					
開始年度	平成 17	（ 2005 ）	年度	根拠	「あらかわの心」推進運動区民委員会規約			
終期設定	☒ 有 ☐ 無	（ ）	年度	法令等				
実施基準	☐ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☒ 区独自基準		計画区分	☒ 計画 ☐ 非計画				
行政評価事業体系	分野	V	文化創造都市					
	政策	10	活力ある地域コミュニティの形成					
	施策	05	青少年健全育成運動への支援					
目的	希薄化しつつある倫理観や正義感、思いやりや奉仕、助け合いの心の回復を図り、大人が良い手本を示す社会づくりを進めてくことができるよう、区は「あらかわの心」推進運動の普及・啓発を図るための支援を行う。							
対象者等	「あらかわの心」推進運動への支援の対象は「あらかわの心」推進運動区民委員会であるが、「あらかわの心」推進運動の対象は全区民である。							
内容	・「あらかわの心」推進運動は、大人の態度や行動が子どもに大きな影響を与えることを踏まえ、大人が良き手本となって、子どもたちの正義感や倫理観、思いやりの心を育み、大人も子どもも地域社会の構成員としての自覚を持ち、互いを尊重し、助け合い支え合う地域社会の実現を目指す区民運動である。 ・「あらかわの心」推進運動の事業：運動の周知（区報、ホームページ等）、区民委員会の開催（年1回）、区民委員会幹事会の開催（随時）、「あらかわの心」ニュースの発行（年2回）、カルタ大会（年1回）、出前説明会・PR寸劇の公演（随時） ・区の支援：「あらかわの心」推進運動区民委員会に対する補助金の交付（補助金額は1,636,000円）、区民委員会構成団体への支援（消耗品の支給等）、児童青少年課が事務局を担当							
経過	・豊かな心を育む荒川3つの行動プラン区民推進委員会の発足（平成14年6月）・豊かな心を育む区民大会の開催（平成14年10月）・豊かな心コンクールの実施（平成15年度）・豊かな心を育む3つの行動プラン出前説明会の実施（平成16年度）・「あらかわの心」推進運動の開始、シンボルマークの決定、出前説明会の実施（平成17年度～）・おせっかいおじさん、おばさん運動（平成18年度～）・「あらかわの心」カルタ作成（平成19年度）・「江戸しぐさ」講演会実施（平成20年度）・「あらかわの心」カルタ大会の実施（平成21年度～）・「あらかわの心」クリアファイルの配布（平成22年度～）・おせっかい体験談パンフレットリニューアル（平成23年度）・「あらかわの心」推進運動区民委員会リーフレットのリニューアル（平成24年度）・マンガリーフレットの活用及び出前説明会の実施（平成25年度）・10周年記念事業・事業部会及び記念誌部会の立ち上げ、10周年記念事業の実施（平成27年度）・新たな啓発物品（平成28年度タオルハンカチ、平成29年度定規セット、令和元年度オリジナルノート、令和2年度エコバッグ）の製作							
必要性	「あらかわの心」推進運動は、子どもたちの心の荒廃や地域の教育力の低下等の課題を踏まえ、子どもの健全育成のために、地域住民が自覚を持ち連帯し、大人から変わっていくことをめざす運動であり、その必要性は高い。							
実施方法	（ ☒ 直営 ） （直営の場合 ☒ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員 ）							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			30年度	元年度	2年度	3年度見込み	目標値（8年度）	
	① 広報誌の発行【区民委員会】（回）	2	2	2	2	2	「あらかわの心」ニュースの発行回数	
	② 啓発事業（回）	27	27	24	27	28	カルタ大会、出前説明会、PR寸劇等の開催回数	
③								
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
3年度		4年度						
推進	推進		区民への周知に努め、「あらかわの心」推進運動を支援していく必要がある。					

(単位：千円)

備考	行政費用は、給与関係費等を除き、「あらかわの心」推進運動区民委員会に対する補助金である補助費等が占めている。
----	--

問 題 ・「あらかわの心」推進運動を区民運動としてさらに推進していくためには、より多くの区民に周知するため、SNS等を使うなど、より効果的な普及・啓発方法を検討していく必要がある。

	令和2年度に取り組む 具体的な改善内容	令和2年度に実施した 改善内容および評価	令和3年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	カルタ大会や子どもまつりの参加者を増やすため、広報活動を推進する。	カルタ大会にて使用するカルタを区SNSを利用し、広報活動を行った。	カルタ大会や子どもまつりの参加者が安全に参加できるように、コロナ対策を含めた、事業実施方法を検討する
②	引き続き、啓発物品の製作を含め、効果的な啓発方法の検討を行い、本運動の普及定着を図っていく。	新たな啓発物品を製作し、発行したニュースにて紹介し啓発を図った。また、本運動の啓発方法の見直しを行った。	新たな啓発物品を検討する。また、本運動のさらなる定着を図るため、普及方法の啓発を行う。
③			
他区の状況	(実施 0 区	未実施 22 区 不明	0 区)
議会(要旨)質問状			

事務事業分析シート（令和3年度）

No1

事務事業コード	10-02-13		戦略プラン	☐ 協働	☐ 業務	☐ 財務	☐ 人事	
事務事業名	“社会を明るくする運動”推進事業		部課名	子ども家庭部児童青少年課		課長名	矢代	
			担当者名	石橋		内線	3833	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（3年度）	01-07-07	社明運動荒川区推進委員会事業費						
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 3年度 ☐ 2年度）		☐ 建設事業 ☒ それ以外の継続事業					
開始年度	昭和 60	（ 1985 ）	年度	根拠	社会を明るくする運動荒川区推進委員会設置要綱			
終期設定	☒ 有 ☐ 無	（ ）	年度	法令等				
実施基準	☐ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☒ 区独自基準		計画区分	☐ 計画 ☒ 非計画				
行政評価事業体系	分野	V	文化創造都市					
	政策	10	活力ある地域コミュニティの形成					
	施策	05	青少年健全育成運動への支援					
目的	荒川区における“社会を明るくする運動”を効果的に推進するため、各地区推進委員会が地域ごとに特色のある啓発運動が展開できるよう常設機関として統一的な連絡調整を行う。							
対象者等	区民全般							
内容	・“社会を明るくする運動”は、すべての国民が、犯罪や非行の防止と、罪を犯した人の更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない明るい社会を築こうとする法務省主唱の全国的運動であり、令和3年度で71回目を迎える。 ・“社会を明るくする運動”荒川区推進委員会（区長が委員長）では、国や都の方針を踏まえ、その年の実施要領を審議・決定する。この実施要領に基づき、区内5地区の推進委員会がそれぞれ区内各地でパレード、社明の集い・駅頭・街頭宣伝等を行い、啓発物品やチラシを配布するほか、地域ごとに特色のある啓発活動を実施している。 ・本運動に積極的な貢献をした民間協力者に対して感謝状を贈呈するとともに、保護司会の開催する「社明コンサート」を共催する。 ・区は、“社会を明るくする運動”荒川区推進委員会に対し、ウェットティッシュなどの啓発物品を現物給付するほか、同推進委員会の事務局として、会議や感謝状贈呈式（毎年12月）を開催する。							
経過	・昭和24年、戦後の荒廃の中で、食べ物も住むところもない子どもたちの将来を心配した人たちが、保護された子どもたちのためのサマースクール開設資金づくり（銀座フェア）を行ったことをきっかけに、犯罪や非行を防止し、罪を犯した人たちが立ち直るための理解と協力を呼びかける運動が全国的に実施されるようになった。 ・昭和26年には「社会を明るくする運動」と名前を変え、全国規模の運動として発展した。区内では、青少年育成地区委員会を中心とする“社会を明るくする運動”各地区推進委員会が、集会、ビデオ上映会、防犯パトロールを実施するなど、多種にわたる事業を展開し運動の啓発に努めている。 ・平成22年度には、更生保護60周年を迎え、名称を“社会を明るくする運動”とし、副題として「犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ」を添えるものとなった。（東京都保護観察所） ・平成28年には「再犯の防止等の推進に関する法律」が公布・施行され、同法律の趣旨を踏まえ、本運動を推進していくこととなった。							
必要性	犯罪や少年非行の防止への取り組みはますます重要になっており、その一環として、社会を明るくする運動の果たす役割は大きい。							
実施方法	（ ☒ 1直営 ） （直営の場合 ☒ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員 ）							
指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明	
		30年度	元年度	2年度	3年度見込み	目標値（8年度）		
		① 社会を明るくする運動参加者数（人）	29,519	30,181	769	2,100	33,000	各地区の駅頭街頭宣伝、パレード、会議、各種集会等の参加者数
		② 社会を明るくする運動開催回数（回）	117	119	23	24	120	各地区の駅頭街頭宣伝、パレード、会議、各種集会等の回数
③						※2年度はコロナにより実績減		
事務事業の分類		分類についての説明・意見等						
3年度	4年度							
継続	継続	現状の内容で継続する。						

(単位：千円)

問題点・課題

行政費用は、給与関係費等を除き、啓発物品購入費等の物件費が占めている。

問題点・課題の改善策			
	令和2年度に取り組む 具体的な改善内容	令和2年度に実施した 改善内容および評価	令和3年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	本運動がより充実したものになるよう、保護司会をはじめ、各関係団体と連携を図る。	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、保護司会をはじめ、各関係団体の行事が中止となった。	引き続き、本運動がより充実したものになるよう、保護司会をはじめ、各関係団体と連携を図る。
②	本運動を効果的に実施するため、他の運動との連携を図る。	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、令和2年度は年間を通して、非接触型の啓発運動を実施した。	引き続き、本運動を効果的に実施するため、実施方法を見直すとともに、他の運動との連携を図り、普及啓発を行っていく。
③			
他区の実況	（実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区） ※“社会を明るくする運動”については、各区の推進委員会の体制により区の関与の状況が異なる。		
議 況 （要旨）			

事務事業分析シート（令和3年度）

No1

事務事業コード	10-02-14		戦略プラン	☐ 協働	☐ 業務	☐ 財務	☐ 人事
事務事業名	放課後子ども総合プラン等事業		部課名	子ども家庭部児童青少年課	課長名	矢代	
			担当者名	大盛	内線	3832	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（3年度）	01-08-01	放課後子ども総合プラン等事業					
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 3年度 ☐ 2年度）			☐ 建設事業 ☒ それ以外の継続事業			
開始年度	平成 19（ 2007 ）年度	根拠	東京都放課後子供教室事業実施要綱				
終期設定	☐ 有 ☒ 無（ ）年度	法令等	荒川区放課後子ども教室事業実施要綱等				
実施基準	☐ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☒ 区独自基準		計画区分	☐ 計画 ☒ 非計画			
行政評価事業体系	分野	II	子育て教育都市				
	政策	03	子育てしやすいまちの形成				
	施策	01	多様な子育て支援の展開				
目的	共働き家庭等の小1の壁の解消と次代を担う人材育成を図るため、学童クラブと放課後子ども教室（にこにこすくーる）について、一体型を中心に整備し、効果的に運営を行う。						
対象者等	・にこにこすくーる：実施校に在籍する全児童（全校実施） ・総合プラン：実施校におけるにこにこすくーる登録児童及び学童クラブ利用児童（一体型16校、連携型7校）※連携型…校外学童クラブとにこにこすくーるが連携し事業実施						
内容	【放課後子ども教室（にこにこすくーる）】 学校施設を活用し、児童の安全な放課後の居場所を作るとともに、地域の参加・協力を得て、遊び、勉強、スポーツ、文化活動等、様々な体験プログラムを実施する。 <主なプログラム内容> ①体育館及び校庭での遊びやスポーツの指導 ②科学実験等の体験学習の実施 ③クッキングや伝承遊び、職業体験等の機会の提供 【総合プラン】 学校内で学童クラブと放課後子ども教室を一体型で整備・運営する。 体験プログラム等に両事業の児童と一緒に参加することで、児童の交流の機会及び体験学習の機会の増加を図る。						
経過	平成18年6月、「放課後子どもプランの推進について」を受け、区における事業開始を検討。平成19年宮前小、平成20年一日小、平成21年五峡小、平成22年汐入東小（平成23年4月対象児童を全学年に拡大）・尾久小・六日小、平成23年二峡小、平成24年九峡小・尾久六小に「にこにこすくーる」として全児童対策事業を開始。平成25年大門小・二日小で開設し、学童クラブとの一体的運営を試行実施。平成26年尾久西小・赤土小・瑞光小で開設（二峡・赤土・五峡・尾久西・六日で一体的運営を本格実施）。同年8月厚労省・文科省による放課後子ども総合プランの決定（学童クラブと放課後子ども教室の一体型の整備・運営を推進）。同年9月荒川区版の総合プラン試行実施を決定。 平成27年二瑞小・四峡小・七峡小で子ども教室を開設。六日小・尾久六小（連携型※）含む5校で「放課後子ども総合プラン」を試行実施、平成28年度本格実施。平成29年度ひぐらし小で連携型、平成30年度汐入東小で総合プラン、令和2年度尾久小で総合プラン、宮前小で連携型実施。令和3年度学童クラブの校外移転に伴い、二日小が連携型へ。一体型16校、連携型7校。						
必要性							
実施方法	（ 2一部委託 ） （ 直営の場合 ☐ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員 ） にこにこすくーる24校（直営：1校＝ひぐらし小・委託：23校＝ひぐらし小を除く区内全小学校）						
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明
			30年度	元年度	2年度	3年度見込み	
	① 登録児童の参加率	0.24	0.23	0.2	0.22	0.3	年間・各校平均（平日）
	② 地域の協力による事業の実施回数	32	21	13	22	33	年間・各校平均 ※2年度はコロナにより実績減
	③ 実施校	24	24	24	24	24	全24小学校中
事務事業の分類		分類についての説明・意見等					
3年度		4年度					
重点的に推進		重点的に推進		一体型の放課後子ども総合プランの全校実施に努めるとともに、更なる事業内容の充実を図るため、重点的に推進する。			

(単位：千円)

備考	行政費用のうち9割以上を、学童クラブや放課後子ども教室の運営に係る委託料等の物件費が占めている。また、減価償却費について、令和2年度より西日暮里二丁目学童クラブ及びびびぐら小にここにこすくーる分を計上したため、約10,559千円増加している。
問題点・課題	・全校での一体型放課後子ども総合プラン実施に向け、今後も小学校内での学童クラブの整備を推進する必要がある。 ・放課後子ども教室については、平成28年度に小学校全校での開設が完了している。今後は、各施設でのプログラム活動の充実や更なる質の向上が求められている。 ・放課後子ども教室が地域の協力を得て、児童の安全・安心な居場所を設けることを目的としていることから、事業協力員等の確保を通じて、地域の力を活かした事業展開を図っていく必要がある。

	令和2年度に取り組む 具体的な改善内容	令和2年度に実施した 改善内容および評価	令和3年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	令和2年4月に尾久小学童クラブを開 設し、尾久小での一体型総合プラン を実施していく。	令和2年4月から、尾久小において一 体型総合プランを実施した。	学校や地域と連携して一体型総合 プランを中心に整備を進め、より 効率的に運営を行っていく。
②	主任指導員連絡会を実施して情報共 有を行い、各施設の活動内容の充実 や質の底上げを図る。	対面での実施が難しかったため、非 対面式で施設ごとの活動の工夫や取 り組みについて共有し、質の向上を 図った。	主任指導員連絡会を実施し、放課 後子ども教室間でも意見交換や情 報共有する場を設け、更なる活動 の充実を図る。
③	引き続き校区委員会、学校、PTA等 に協力を依頼し、募集の呼びかけを 行うとともに、地域の力を活かした 事業等を実施していく。	今年度は社会情勢を考慮し、プログラ ム等の実施回数は減となったが、 施設ごとに地域の協力を得て、内容 に工夫し実施した。	校区委員会、学校、PTA等に協力 を依頼し、施設ごとに地域の力を 生かしたプログラム等の実施に繋 げていく。

他区の状況	(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)
議会の状況(要旨)	

事務事業分析シート（令和3年度）

No1

事務事業コード	10-02-15		戦略プラン	☐ 協働	☐ 業務	☐ 財務	☐ 人事	
事務事業名	学童クラブの運営		部課名	子ども家庭部児童青少年課	課長名	矢代		
			担当者名	横田	内線	3834		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（3年度）	01-09-01	学童クラブ運営費						
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 3年度 ☐ 2年度） ☐ 建設事業 ☒ それ以外の継続事業							
開始年度	昭和 40	（ 1965 ）	年度	根拠	荒川区学童クラブの運営に関する条例、学童クラブの設備及び運営の基準に関する条例等			
終期設定	☐ 有 ☒ 無	（ ）	年度	法令等				
実施基準	☐ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☒ 区独自基準			計画区分	☒ 計画 ☐ 非計画			
行政評価事業体系	分野	II	子育て教育都市					
	政策	03	子育てしやすいまちの形成					
	施策	01	多様な子育て支援の展開					
目的	保護者の就労、疾病等の理由により、昼間家庭において、適切な保護を受けることができない小学校在学児童に対して、遊びと生活の場を与えることにより、健全な育成を図ることを目的とする。							
対象者等	荒川区に居住する小学校に在学する児童（4～6年生は一部の学童クラブで対象）							
内容	1 日常活動 （1） 集団遊びやゲーム、学校内にある学童クラブは校庭を利用した遊びなどの活動を行う。 （2） 遊びやおやつ等、集団活動を通して基本的な生活習慣を身に付けさせる。 （3） 近隣にあるひろば館・ふれあい館、高齢者の施設等地域の施設との交流を行う。 2 行事活動 日常ではできない特別な活動や、日常活動の発表やまとめとなる活動を行う。 3 保護者との連携 日々の連絡帳や保護者会、個人面談等を通し、保護者と連携を取りながら運営を行う。 4 関係機関との連携 学校や心身障害者福祉センター、保育園、子ども家庭支援センター等、各関係機関と連絡を取り合いながら運営を行う。							
経過	・新たな行政改革推進のための大綱に基づき、学童クラブ事業の改善に関する推進計画を策定し、クラブの位置付け明確化のため条例制定（平成11年度制定・施行）・類似事業と連携した効果的・効率的な運営を図るため、にこにこすくーるとの一体的な運営を開始（平成25年度2施設で試行実施、平成26年度7施設で本格実施）・国通知（放課後子ども総合プランについて）に基づき総合プランを5か所で試行実施（平成27年度）・児童福祉法改正に係る条例・規則改正により高学年児童の受入を9か所で実施（平成27年度）・児童福祉法改正により学童クラブの設備及び運営に関する基準を定める条例を制定（平成27年度）・総合プラン実施学童クラブで7時までの延長利用を開始（平成27年度一体型4箇所（二瑞小・四峡小・七峡小・六日小）連携型1箇所（西尾久）開始、平成28年度全施設開始）・児童福祉法の改正により区への放課後児童健全育成事業の届出開始（平成27年度）・特別朝時間（午前8時15分からの利用）を開始（平成28年7月～）・平成29年日暮里学童クラブ新設・平成30年汐入東小学学童クラブ新設・令和2年尾久小学学童クラブ新設・令和3年南千住六丁目学童クラブ新設							
必要性	学童クラブは、共働き世帯の増加等、社会状況の変化に伴い、利用者の需要は高くなっており、子ども子育て支援法においても、法的に位置付けられた事業であり、質・量ともに充実を図っていく必要がある。							
実施方法	（ 2一部委託 ） （ 直営の場合 ☐ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員 ） 直営：3クラブ・委託：25クラブ							
指	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明	
			30年度	元年度	2年度	3年度見込み		目標値（8年度）
標	①	利用児童数(人)	1,507	1,497	1,607	1,718	1,771	4月1日現在
	②							
	③							
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
3年度		4年度						
推進		推進	利用者需要の高まりに加えて、国の成長戦略及び子ども・子育て支援法制定の趣旨に基づき運営内容の充実を図るため、推進する。					

(単位：千円)

備考	行政費用の大半は、給与関係費等を除き、学童クラブの運営に係る委託料等の物件費、児童傷害保険保険料の補助費等及び施設に係る減価償却費が占めている。
----	--

問題点・課題の改善策

他	(实施	22	区	未实施	0	区	不明	0	区)
---	------	----	---	-----	---	---	----	---	----

地区の実況	（実施）	22	区	不実施	0	区	不明	0	区）
議会の質問状況（要旨）									

事務事業分析シート（令和3年度）										No1
事務事業コード		10-02-16			戦略プラン		☐ 協働 ☐ 業務 ☐ 財務 ☐ 人事			
事務事業名		学童クラブ保育料の収納			部課名		子ども家庭部児童青少年課		課長名	
					担当者名		横田		内線	
									3834	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（3年度）		01-09-02		学童クラブ事務費						
事務事業の種類		☐ 新規事業（ ☐ 3年度 ☐ 2年度）				☐ 建設事業 ☒ それ以外の継続事業				
開始年度		昭和 40（ 1965 ）年度		根拠		荒川区学童クラブの運営に関する条例・同施行				
終期設定		☐ 有 ☒ 無（ ）年度		法令等		規則等				
実施基準		☐ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☒ 区独自基準		計画区分		☒ 計画 ☐ 非計画				
行政評価事業体系		分野 II		子育て教育都市						
		政策 03		子育てしやすいまちの形成						
		施策 01		多様な子育て支援の展開						
目的		学童クラブ保育料の収納方法について、口座振替の導入等により、保護者の納付の利便性を高める。学童クラブ保育料の収納率を上げ、適切な債権管理を実施することにより、受益者負担の公平性を担保する。								
対象者等		各学童クラブ利用児童の保護者								
内容		学童クラブ保育料の決定・収納事務を行い、また滞納者への徴収強化等の債権管理事務を行う。 <保育料> 保育料：月額 4,000円 延長保育料：月額 1,000円 <減免制度> ①生活保護世帯・住民税非課税世帯 免除 0円 ②住民税均等割世帯・学童クラブ利用児童2人目 5割減額 2,000円（延長保育料：500円） ③学童クラブ利用同一世帯に義務教育期間中の児童がいる世帯 2割減額 3,200円（延長保育料：800円） <納付方法> 口座振替を基本とする（一部納付書による納付あり）								
経過		・平成11年から条例制定による保育料の徴収を開始 ・平成19年度から納付書発行・口座振替事務等についてシステムを導入 ・平成21年度から電話による催告（納付案内センター）を実施し、未納保育料の徴収を強化 ・平成22年度に過年度分の保育料未納者に対し督促状を送付し、未納保育料を回収 ・平成23年度には長期未納者に対する法的手続き（地裁へ支払督促を申立て）を実施 ・平成24年度から保育料システムに債権管理機能を追加し、台帳管理を効率化・適正化 ・平成26年度入会分から、滞納者への利用停止措置を、より厳格に実施 ・平成27年度から延長保育開始に伴い、延長保育料をシステムで管理（システム改修実施） ・平成30年度に元号改正に向けたシステム改修を実施 ・令和2年度から学童クラブ保育料に関わる事務を一部委託化								
必要性		学童クラブの利用者に対する受益者負担の公平性を期すため、保育料を適切に徴収する必要がある。								
実施方法		（ 2一部委託 ） （ 直営の場合 ☐ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員 ） 口座振替を基本とする（毎月末に登録口座から保育料の引き落としを行う）。口座振替データの処理について一部委託をしている。								
指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明			
		30年度	元年度	2年度	3年度見込み	目標値（8年度）				
		① 収納率（%）	99.9	99.8	99.8	99.8	99.8	年間収入額／年間調定額（現年）		
		② 収納率＜過年度＞（%）	41.8	25.8	59.9	31.3	36.9	年間収入額／年間調定額（過年度）		
③ 口座振替率（%）	98.4	97.7	97.6	97.7	97.8	口座振替／口座振替＋納付書払				
事務事業の分類		分類についての説明・意見等								
3年度		4年度								
推進		推進		利用者の負担の公平性を担保するため、徴収の強化とともに減免制度の案内等、引き続き適切な債権管理を推進する。						

予算・決算額等の推移		27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
予算額		4,911	1,413	1,434	2,267	1,263	2,160	1,480
決算額（3年度は見込み）		4,297	1,104	1,127	2,100	1,074	1,864	1,480
実績の推移	事項名（3年度は見込み）	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
	保育料収納額（現年度分）	46541	51545	59315	64805	65011	57691	69752
	保育料収納額（過年度分）	397	43	76	127	61	133	25
	未納保育料累計（千円）	461	417	258	224	293	178	215

予算・決算の内訳

令和元年度（決算）			令和2年度（決算）			令和3年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
需用費	消耗品、納付書等印刷	200	需用費	消耗品、納付書等印刷	206	需用費	消耗品、納付書等印刷	303
役務費	収納手数料、郵送料	378	役務費	収納手数料、郵送料	337	役務費	収納手数料、郵送料	405
委託料	システム保守委託、口座振替処理事務委託等	484	委託料	システム保守委託、口座振替処理事務委託等	1,007	委託料	システム保守委託、口座振替処理事務委託等	733
償還金等	過年度還付金	12	備品購入費	保育料システム用PC等	296	償還金等	過年度還付金	39
			償還金等	過年度還付金	19			

(単位：千円)

勘定科目		元年度	2年度	差額	勘定科目		元年度	2年度	差額	
行政コスト計算書	行政費用	給与関係費	4,649	4,292	▲ 357	行政収入	地方税等	0	0	0
		物件費	1,062	1,845	783		国庫支出金	0	0	0
		維持補修費	0	0	0		都支出金	0	0	0
		扶助費	0	0	0		分担金及び負担金	0	0	0
		補助費等	12	19	7		使用料及び手数料	0	0	0
		減価償却費	0	0	0		その他	0	0	0
		不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0		行政収入合計(a)	0	0	0
		賞与・退職給与引当金繰入額	658	598	▲ 60		行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 6,381	▲ 6,754	▲ 373
		その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0	
		行政費用合計(b)	6,381	6,754	373	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 6,381	▲ 6,754	▲ 373	
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0		
	特別収支差額(f)-(g)=(h)		0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 6,381	▲ 6,754	▲ 373	

備考	行政費用の大半は、給与関係費等を除き、システム保守や口座振替処理事務に係る委託料等の物件費が占めている。
----	--

問題点・課題	現年度分の保育料につき、早期の督促・電話連絡・利用停止措置等の債権管理の強化により高い収納率を得られたが、過去に年度途中で学童クラブの利用を中止した場合に、連絡が不通となり収入未済となった債権があった。過年度分についても粘り強く催告書の送付や納付案内センターによる徴収に努めているが、電話番号の変更等により連絡がつかない債務者もある。児童手当による充当についても一定の効果がみられるため、引き続き対象者に周知を行っていく。口座振替による納付を原則としているが、納付書による支払いとしている保護者も残っているため、納付依頼書を再送付し口座振替を促していく必要がある。
--------	---

問題点・課題の改善策

	令和2年度に取り組む 具体的な改善内容	令和2年度に実施した 改善内容および評価	令和3年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	納付案内センターの実施時期や時間帯、より効果的な方法等について検討する。	納付案内センターを毎月実施する期間を設け、積極的に納付を促した。保護者の在宅時間帯に電話連絡を行った。	引き続き全体に向けた周知と振替不能者への周知を徹底する。
②	学童クラブ職員と連携し、新入会説明会時の周知を徹底する。引き続き切り替えのお願いについても時期をみて実施する。	新入会説明会の配布資料に記載し、周知を徹底した。口座振替未設定の対象者へ口座振替依頼書の再配布を行った。	年度当初に本人の提出し忘れにより口座振替の設定が完了しないケースがみられるため、周知の方法を検討していく。
③			

其他	(实施 20 区 未实施 2 区 不明 0 区)
----	----------------------------

区の実 施状況						

議 會 質 問 狀 況 （ 要 旨 ）	
--	--

事務事業分析シート（令和3年度）

No1

事務事業コード	10-02-17		戦略プラン	☐ 協働	☐ 業務	☐ 財務	☐ 人事
事務事業名	学童クラブ安全対策事業		部課名	子ども家庭部児童青少年課		課長名	矢代
			担当者名	柴田		内線	3834
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（3年度）	01-10-01	学童クラブ安全対策事業費					
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 3年度 ☐ 2年度） ☐ 建設事業 ☒ それ以外の継続事業						
開始年度	平成 17	（ 2005 ）	年度	根拠	荒川区学童クラブの運営に関する条例・同施行		
終期設定	☐ 有 ☒ 無	（ ）	年度	法令等	規則		
実施基準	☐ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☒ 区独自基準			計画区分	☒ 計画 ☐ 非計画		
行政評価 事業体系	分野	VI	安全安心都市				
	政策	11	防災・防犯のまちづくり				
	施策	04	犯罪をゆるさないまちづくりの推進				
目的	児童帰宅時見守り確認業務等の実施により、学童クラブ利用児童の安全確保を図る。						
対象者等	学童クラブ利用児童						
内容	(1) 集団帰宅及び帰宅時間帯における見守り確認業務の実施 児童の帰宅を4つの時間帯に分けて集団帰宅を行う。集団帰宅時は、見守り確認業務員が随行するとともに、あわせて地域巡回を実施。 (2) 延長時間帯における保護者の迎えの実施 延長保育時間については、安全上の観点から集団帰宅ではなく保護者のお迎えによる帰宅を依頼。 (3) 非常通報装置とインターホンの設置 全ての学童クラブに非常通報装置（学校110番）とカメラ付インターホンを設置し、非常時に警察へ通報できる体制や来訪者の確認等の安全対策を実施。 (4) あんぜんマップの作成 危険箇所を毎年把握・確認し、学童クラブ指導員及び見守り確認業務員の間で共通認識を図るとともに、児童へ注意喚起する。						
経過	・下校時の小学生が狙われる犯罪が相次いで起きたことを受け、区長を本部長とする「児童等の安全確保のための緊急対策本部」を平成17年12月5日に設置 ・学童クラブ利用児童の安全を確保するため、見守り確認業務員の配置等の緊急対策を実施 ・児童安全対策協議会において、子どもの安全確保策について協議						
必要性	・子どもの安全を守ることは、何よりも重要なことである。 ・区が率先して見守り確認等を実施し、地域の機運を高め、見守る目を増やしていく必要がある。 ・子どもに対する犯罪を未然に防ぐ「抑止力」の観点からも、引続き事業を実施する必要がある。						
実施方法	（ 2-一部委託 ） （ 直営の場合 ☐ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員 ） シルバー人材センターに児童帰宅時見守り確認業務を委託						
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明
			30年度	元年度	2年度	3年度 見込み	
	① 集団帰宅時の事故件数	0	0	0	0	0	手術後、後遺障害が残る程度の事故
	②						
③							
事務事業の分類			分類についての説明・意見等				
3年度		4年度					
推進		推進	児童の安全の確保を図るため、継続して推進する。				

(単位：千円)

問題点・課題

	令和2年度に取り組む 具体的な改善内容	令和2年度に実施した 改善内容および評価	令和3年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	引き続き、子どもたちが危険から身を守る力を身に付けられるよう、毎月の訓練を活用し指導をしていく。	施設の職員が「あんぜんマップ」を作成し、地域の危険箇所の把握を行った。各施設で児童へ安全指導を実施した。	引き続き、「あんぜんマップ」を作成し、危険箇所を見守り確認業務員と共有しながら安全指導を実施していく。
②	風水害等における対応については、利用開始前に配布する「利用案内」にて周知を図る。	「利用案内」により周知を行った。またメール配信システムの導入により、非常時の連絡が迅速に実施可能となった。	引き続き、「利用案内」に掲載し保護者へ周知を行う。非常時にはメール配信システムを活用できるよう、登録率アップを促す。
③			

議 会 質 問 状 況 (要 旨)